

インターネット利用の約束

赤穂市立赤穂小学校
赤穂小学校PTA生活指導部

ゲーム機やスマートフォンなどから使えるインターネットは、とても便利なものです。しかし、正しく使わないと体調を崩したり、知らないうちにとっても困ることになります。そうすると、自分だけでなく、家族や友達にも大きな心配や迷惑をかけることになります。また、その時は何もなくても、大人になってから自分や家族がとてつもなく困ることになるかも知れません。

この約束は、みなさんを守るためものです。家の人と話し合ってルールを決めていきましょう。



《保護者の皆様へ》



兵庫県は、下記のように青少年愛護条例を設定し、保護者の皆様へ青少年の保護を積極的に行うようお願いしています。保護者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

青少年愛護条例

保護者の義務（第24条の2，第24条の4）

青少年のインターネットの適切な利用

保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、ゲーム機、パソコン等のインターネットを利用できる端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければいけません。また、インターネットの利用に伴う危険性について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければいけません。

青少年のスマートフォン・携帯電話の契約の際のフィルタリングの利用と有効化措置を原則義務化

保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、インターネット接続サービスの契約に際して、正当な理由がある場合を除き、フィルタリングを利用し、事業者と話し合って端末のフィルタリング有効化措置を講じなければいけません。

※有効化措置

（フィルタリングソフトウェアのインストール、設定を行うこと）

《赤穂小学校のみなさんへ》

インターネットを使うときに守ること（家でのルール）

インターネットの使い方を家の人とよく話し合って、ルールを決めましょう。あなたがルールを破ったときのことも初めに決めておきましょう。

- 約束1 インターネットを使うときは、家の人が見ている前か、家の人と約束した場所で使しましょう。絶対に、家の人にかくれて使ってはいけません。
- 約束2 アカウントやパスワードは家の人に設定してもらいます。自分で勝手に作ったり変えたりしてはいけません。
- 約束3 使って良い時間を家の人と決めましょう。（学習に使うときもゲームをする時間も含まれます）
- 約束4 使って良いページやアプリ、ゲームを決めておきましょう。新しいことをするときには、家の人に相談しましょう。

インターネットを使うときに、絶対にしてはいけないこと

あなたが間違った使い方をすると、自分だけでなく家族や友達にも迷惑をかけることがあります。ひどくなると、命に関わることもあります。インターネットでの失敗は、やり直しができません。

約束5 次のことは絶対にしてはいけません。

- ①インターネットでは、写真・ビデオ・個人情報（名前や住所、学校名など）・うわさ話・悪口・文句・おどし・うそを書いたり送ったりしてはいけません。
- ②動画投稿サイト（YouTubeやTikTokなど）に、画像や動画をアップロードしてはいけません。自分の顔や名前、家の場所などがネット上に公開される可能性が大きくなります。
- ③インターネットでは、知らない人と話をしてはいけません。また、知らない人に会いに行ってははいけません。なりすまして、近づいてくる悪い人がいます。
- ④友達との大事な話はインターネット（LINEやDM〈ダイレクトメッセージ〉）ではしてはいけません。ネット上だけでは、気持ちのすれ違いが起きてしまいます。

困ったことが起きてしまったら・・・

インターネットでのトラブルは、子供だけでは絶対に解決できません。

- 約束6 困ったことが起きたら、必ずすぐに家の人や先生に相談しましょう。時間がたつほど、もっと大変なことになります。

